

千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、乳児等通園支援事業所、認可外保育施設及び一時預かり事業実施施設を設置する法人においてICT化を推進し、保育士等の業務負担の軽減を図るため、ICT化推進のための保育業務支援システム（以下「保育業務支援システム」という。）の導入及び外国籍児童の保護者とのやりとりに係る言語の通訳、翻訳等のための機器（以下「多言語翻訳機」といい、保育業務支援システムと合わせ「保育業務支援システム等」という。）の購入に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 保育所 国及び地方公共団体以外の者が運営する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (3) 地域型保育事業所 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業、法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (4) 乳児等通園支援事業所 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業であって千葉市内に所在する施設をいう。ただし、第4条第1号及び『「教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領」（平成27年5月21日初等中等教育局長裁定）の別紙4幼児教育の質の向上のためのICT化支援』において対象となっている施設の一部で実施するものを除く。
- (5) 認可外保育施設
ア 別表1補助要件アに該当する認可外保育施設とは、法第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）であって千葉市内に所在する施設をいう。
イ 別表1補助要件イに該当する認可外保育施設とは、法第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設であって、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（令和6年3月29日付こども家庭庁成育局長通知）に定める証明書の交付を受けている千葉市内に所在する施設をいう。
- (6) 一時預かり事業実施施設 千葉県一時預かり事業実施要綱第3条第2項の規定による認定を受けている施設をいう。
- (7) 保育所等 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、乳児等通園支援

事業所、認可外保育施設及び一時預かり事業実施施設を運営する者（以下「補助事業者」という。）とする。

（事業の内容等）

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）の内容は次のとおりとする。

- （1）保育所等における業務のICT化を行うための保育業務支援システムの導入
補助金交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）が保育士の業務負担を軽減するため、保育業務支援システムを導入するために要した初期費用の一部を補助する。
- （2）多言語翻訳機の購入
外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための初期費用の一部を補助する。
- （3）認可外保育施設における業務のICT化を行うための保育業務支援システムの導入
補助対象施設が保育従事者の業務負担を軽減し、事故防止につなげるため、保育業務支援システムを導入するために要した初期費用の一部を補助する。
- （4）一時預かり事業の業務のICT化を行うための保育業務支援システムの導入
利用希望者の利用手続の負担軽減や一時預かり事業実施施設の業務負担軽減及び安定的な運営を確保するため、保育業務支援システムを導入するために要した初期費用の一部を補助する。
- （5）乳児等通園支援事業所におけるICT機器の導入

2 補助対象施設は次に掲げる施設とする。

- （1）保育所等における業務のICT化を行うための保育業務支援システムの導入
第2条第1号から第3号までの施設
- （2）多言語翻訳機の購入
第2条第1号から第3号までの施設
- （3）認可外保育施設における業務のICT化を行うための保育業務支援システムの導入
第2条第5号の施設
- （4）一時預かり事業の業務のICT化を行うための保育業務支援システムの導入
第2条第6号の施設
- （5）乳児等通園支援事業所におけるICT機器の導入
第2条第4号の施設

3 市長は、第2条第1号から第4号に掲げる施設について、本市が翌年度開設予定の整備事業予定者として決定した施設を補助対象施設とすることができる。

また、翌年度開設予定の整備事業予定者として決定した施設が、一時預かり事業の実施を予定している場合は、第2条第6号に掲げる施設として補助対象施設とすることができる。

（補助事業の要件）

第5条 補助金は、当該年度内に導入を完了し、かつ支払いを完了する事業を対象として交付するものとする。

2 導入する保育業務支援システム等は、別表1に掲げる補助要件を満たすこと。

（補助対象経費）

第6条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。

なお、保育業務支援システムの導入に当たって、最低限必要となる備品等の購入等を含めても差し支えない。また、多言語翻訳機の購入に当たって、最低限必要となる保証費用等を含めても差し支えない。

（補助金の交付額）

第7条 補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額又は別表1に定める補助基準額のいずれか低い額に別表1に定める補助率を乗じて得た額とする。

なお、1,000円未満の金額については、これを切り捨てる。

2 補助金の交付額の総額は、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

（交付申請）

第8条 補助金を活用した事業を実施しようとする補助事業者は、補助対象施設ごとに次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- （2）千葉市保育所等におけるICT化推進費算出内訳書
- （3）保育業務支援システム等導入計画書
- （4）保育業務支援システム等の見積書
- （5）保育業務支援システム等の見積書の内訳明細書
- （6）保育業務支援システム等に搭載されている機能等を詳細に確認できる資料

（交付の条件）

第9条 補助金規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（交付決定）

第10条 市長は前条に掲げる書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められる場合には、千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者へ通知することとする。

2 市長は前条に掲げる書類を審査し、適当と認められない場合には、千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者へ通知することとする。

（変更申請）

第11条 前条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた者が、第8条に係る交付申請の内容を変更する場合には、千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金変更交付申請書（様式第4号）により、変更申請を行わなければならない。

(変更決定)

- 第12条 市長は、前条の変更申請を受けた場合は、補助事業の変更の目的及び当該申請に係る書類の内容を審査し、適当であると認めるときは、千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、申請者へ通知することとする。
- 2 市長は前条の変更申請が不相当と認めるときは、千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金変更不承認通知書(様式第6号)により、申請者へ通知することとする。

(事業の廃止又は中止)

- 第13条 事業の完了前に当該事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。
- 2 前項の協議が整ったときは、千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金廃止(中止)承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金廃止(中止)承認通知書(様式第8号)により、申請者へ通知することとする。

(事故報告)

- 第14条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその状況を報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、その効果等について、別に定める日までに、市長に報告するとともに、ICT化の取組や導入効果について保護者等に積極的に発信するよう努めなければならない。

(状況報告)

- 第15条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行について、報告の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、その効果等について、別に定める日までに、市長に報告するとともに、ICT化の取組や導入効果について保護者等に積極的に発信するよう努めなければならない。

(実績報告)

- 第16条 補助事業者は、補助事業が完了、廃止(中止)又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、補助対象施設ごとに、千葉市保育所等におけるICT化推進事業実績報告書(様式第9号)に次に掲げるすべての書類を添えて、市長へ提出しなければならない。
- (1) 対象経費の領収書の写し又は事業者に対し対象経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類(以下「領収書等」という。)
 - (2) 導入された保育業務支援システム等の仕様等が確認できる資料
 - (3) 納品書
 - (4) システムを活用した安全管理の取組みについて明記した安全計画(園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入した場合に限る。)
- 2 前項に定める領収書等については、次の事項が掲載されていること。また、領収書等に訂正がある場

合、事業者の訂正印のないものは無効である。

- (1) 事業者の名称
- (2) 支払者名
- (3) 領収額
- (4) 領収額の内訳
- (5) 領収日
- (6) 領収印

(額の確定通知)

第17条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合で、当該実績報告に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助事業者に対し、千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金額確定通知書（様式第10号）により、通知することとする。

(補助金交付の請求)

第18条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、速やかに千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出することとする。

(概算払)

第19条 市長が補助事業遂行のために必要と認める場合で、各四半期終了後7日以内に、千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金分割払い請求書（様式第12号）に必要な書類を添えて、市長へ提出し、事業実施内容が確認されたときは、事業完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(決定の取消)

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件又は法令に違反したとき。

2 市長は前項の規定により、交付決定を取り消したときは、千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により、通知することとする。

(補助金の返還)

第21条 補助金規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金返還命令書（様式第14号）による。

(維持管理)

第22条 保育業務支援システム等の導入から原則5年間は、当該保育業務支援システム等を適切に維持管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第23条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)

第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

4 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

なお、市長は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

5 補助事業者は補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する市の会計年度終了後、5年間保管しておかななければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(予算措置)

第24条 本事業は、国の補助事業を利用し実施するため、国の補助事業が縮小、中止、又は廃止になった場合は、本事業の縮小、中止又は廃止となる場合がある。

(補則)

第25条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表 1

対象事業	補助要件	補助対象経費	補助基準額	補助率
保育所等における業務の I C T 化を行うための保育業務支援システムの導入	導入する保育業務支援システムは、次に掲げる機能を有すること。なお、システムの導入に当たっては、これらの機能に加え、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、保育士の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。 A 保育に関する計画・記録に関する機能 B 園児の登園及び降園の管理に関する機能 C 保護者との連絡に関する機能 D キャッシュレス決済に関する機能	保育業務支援システムの導入に要する購入費、リース料、保守料、工事費、通信費及びその消費税及び地方消費税のうち、市長が適当と認めるもの	<p><端末購入等を行わない場合></p> <p>1 機能を導入する場合… 1 施設当たり 200,000 円</p> <p>2 機能を導入する場合… 1 施設当たり 400,000 円</p> <p>3 機能を導入する場合… 1 施設当たり 600,000 円</p> <p>4 機能を導入する場合… 1 施設当たり 800,000 円</p> <p><端末購入等を行う場合></p> <p>1 機能を導入する場合… 1 施設当たり 700,000 円</p> <p>2 機能を導入する場合… 1 施設当たり 900,000 円</p> <p>3 機能を導入する場合… 1 施設当たり 1,100,000 円</p> <p>4 機能を導入する場合… 1 施設当たり 1,300,000 円</p>	3/4
多言語翻訳機の購入		多言語翻訳機の導入に要する購入費及びその消費税のうち、市長が適当と認めるもの	1 施設当たり 150,000 円	3/4
認可外保育施設における業務の I C T 化を行うための保育業務支援システムの導入	導入する保育業務支援システムは、次に掲げる機能を有すること。なお、システムの導入に当たっては、これらの機能に加え、保護者との連絡に関する機能、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、保育士及び保育に従事する者の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。	保育業務支援システムの導入に要する購入費、リース料、保守料、工事費、通信費及びその消費税及び地方消費税のうち、市長が適当と認めるもの	1 施設当たり 200,000 円	3/4

	<p>のとする。</p> <p>ア園児の登園及び降園の管理に関する機能</p> <p>イ保育に関する計画・記録に関する機能</p>			
<p>一時預かり事業の業務のICT化を行うための保育業務支援システムの導入</p>	<p>導入する保育業務支援システムは、次に掲げる全ての機能を有すること。</p> <p>(1) 空き状況をリアルタイムで表示できる機能</p> <p>(2) 利用希望者がオンラインで予約、キャンセル手続が出来る機能</p> <p>(3) 自動リマインド機能</p> <p>(4) キャンセル待ちの自動繰上げ機能</p>		<p>1施設当たり 1,000,000 円</p>	<p>3/4</p>
<p>乳児等通園支援事業所におけるICT機器の導入</p>		<p>ICT機器の導入に要する購入費、リース料、保守料、工事費、通信費及びその他消費税及び地方消費税のうち、市長が適当と認めるもの</p>	<p>1施設当たり 200,000 円</p>	<p>3/4</p>